

(参考資料①)

感染症の種類と出席停止期間の基準

令和7年11月7日

下記の感染症に罹患した場合、学校保健安全法により他の児童生徒に感染するおそれのある間は登校できないことになっております。必ず医師の診断及び治療を受け、別紙「感染症診断通知（登校許可書）」を持たせて出席（登校）させてください。なお、この期間は「出席停止」となり、「欠席」にはなりません。

分類	病名	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
	結核	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	条件によって出席停止の措置が考えられる疾患	
	溶連菌感染症、感染性胃腸炎（ノロウイルス等）マイコプラズマ感染症、サルモネラ感染症、伝染性紅斑（りんご病）、RSウイルス感染症など	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで ※学校で流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があれば、学校医に意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められています。

参考：学校において予防すべき感染症の解説（令和5年度改訂）